

させていただきます。

前回特許法の分割出願の改正をご紹介致しましたが、今回は商標法の改正についてご紹介致します。

1. 平成18年改正により、商標の指定役務として「小売及び卸売業」を指定することが可能となります。
2. 現行の制度では、小売・卸売業者が提供するサービスは、「商品の販売等に付随的に行われるものにすぎず、独立して商取引の対象とならない」と判断されており、小売・卸売業者の方は、自社の標章やマークを役務商標（サービスマーク）として登録することができませんでした。

このため、小売・卸売業者の方が商標を取得する場合、自己が販売する商品を指定商品として商標登録を行っていましたが、実際に販売している商品は、他のメーカーが製造した商品であり、小売・卸売の実情に合っていないという問題がありました。

3. 今回の改正により、小売サービスを、「小売及び卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」として商標法上の役務とみなし、役務商標（サービスマーク）の指定役務とすることができるようになりましたので、小売卸売の実情に即した商標権の取得が可能となります。
4. 具体的には、商品を取り扱い販売する小売及び卸売業に関するものであれば、デパート、コンビニエンスストア、家電量販店などの総合小売店や、靴屋、本屋、八百屋などの専門店等が商標登録をすることができます。

また、通信販売事業者、インターネット販売事業者なども対象となります。

5. ただし、今回の商標権の取得にはいくつかの注意点があります。
 - (1) 施行日から3ヵ月間に小売サービスを指定する出願同士は同日出願として処理する。
 - (2) 上記期間中に同出願された出願同士が競合する場合、施行日前から使用している等の一定の条件を満たす場合には、使用者が未使用者に優先して登録される。しかし、使用者が複数ある場合は、重複して登録を行う。
 - (3) 商標権を取得できても、施行日前から使用している業者（一定の条件を満たす者）には権利行使が制限される。